案件

市立枚方宿鍵屋資料館の指定候補者の選定について

文化財課

1. 政策等の背景・目的及び効果

市立枚方宿鍵屋資料館につきましては、平成18年(2006年)4月1日から指定管理者制度を導入しています。

今後も利用者サービスの向上や更に効率的・効果的な施設の管理運営を図るため、指定管理者の指定期間の満了に伴い、次期指定候補者の選定を行ったものです。

2. 内容

(1) 施設

名 称 市立枚方宿鍵屋資料館 所 在 地 枚方市堤町10番27号

(2) 指定候補者となる団体

団体名称等 特定非営利活動法人 枚方文化観光協会 理事長 橘内 孝 所 在 地 枚方市場町10番27号

(3) 指定管理期間

令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日までの5年間

(4)選定の概況

市立枚方宿鍵屋資料館の指定候補者を選定するため、「市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定委員会」に諮問しました。

募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和 6 年(2024年)7月10日から8月8日までの間、公募を行いました。申請団体は1団体でした。

【申請団体】

特定非営利活動法人 枚方文化観光協会

【選定委員会での審査概要】

同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認されました。

その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを 実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準の要求事項の項目ごとに評価を行い、指定管理料の額と合わせて総合評価を行いました。

(評価方法)

評価については、事業計画に関する内容審査と指定管理料の額をそれぞれ点数化し、それらを合算する総合評価方式で行いました。内容審査は70点満点、指定管理料の額は30点満点とし、これらの合計100点満点で評価を行いました。

(選定委員会での主な意見と結果)

申請団体は、開館当初から継続して本施設の管理運営を担っており、現状を熟知していることに加え、独自に構築されてきたネットワークを生かした運営実績もあり、本施設の歴史的意義や重要性に触れつつ、実績に裏打ちされた堅実な提案がなされていることから、信頼性が認められ、継続的かつ安定的に運営するものと評価できる。

本施設を利用した展示・イベント・講座については、郷土食のごんぼ汁を添えた食事体験の企画など施設の特性を踏まえたものや、これまでの経験を生かした専門性を持つものなど充実した内容となっており、さまざまな来館者を想定し、開かれた公共施設としての役割を果たしていけるものと期待できる。

枚方及び鍵屋の地域的・歴史的特徴を発信する拠点として、鍵屋資料館を維持管理のみならず 地域の発展に繋げようとする意識、さらには枚方宿地区の地域的・歴史的重要性を若い世代にま で伝え、郷土に誇りを持ってもらえるような取り組みを行おうとする意欲も評価できる。

以上の内容から、指定候補者として選定する旨の答申が提出されました。

上記、選定委員会の答申に基づき、同年10月15日に指定候補者を選定しました。

(5) 指定候補者選定の経過

令和6年(2024年)6月10日 市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定委員会への諮問

第1回指定管理者選定委員会開催

管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、

指定管理者選定基準及び

プレゼンテーション実施方法について審議

令和6年(2024年)9月3日 第2回指定管理者選定委員会開催

申請状況等の報告

事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施

指定候補者についての審議

市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定委員会からの答申

令和6年(2024年)10月15日 指定候補者の選定

3. 実施時期等

令和6年(2024年)12月

令和7年(2025年) 4月

定例月議会へ市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者の指定議案提出次期指定管理者による管理運営の開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

- ①総合計画 ① 基本目標 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち 施策目標19 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち
 - ② 計画の推進に向けた基盤づくり 計画推進3 持続可能な行財政運営を進めます









5. 関係法令・条例等

地方自治法 (第244条の2)

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 市立枚方宿鍵屋資料館条例

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 151,700千円

支出内訳 指定管理料の額 151,700千円 (5年間合計額)

※12月定例月議会で補正予算(債務負担行為)を提出する予定です。

年 度	提案指定管理料の額
令和7年度(2025年度)	30,500 千円
令和8年度(2026年度)	30,500 千円
令和9年度(2027年度)	30,200 千円
令和 10 年度(2028 年度)	30, 200 千円
令和 11 年度(2029 年度)	30,300 千円

《財 源》一般財源:151,700千円

7. 市立枚方宿鍵屋資料館指定管理者選定委員会の構成

(委員名は五十音順)

	氏 名 (所属)	選出区分	
会長	明石成司 (弁護士)	坐 数 欠 取 の ♪ フ → ゼ	
副会長	中川恵子(税理士)	学識経験のある者	
委員	井上ひろ美(文化遺産プランニング 代表)		
委員	川畑薫 (八幡市立松花堂庭園・美術館 主任学芸員)	専門的知識を有する者	
委員	高田照世(帝塚山大学 文学部 教授)		

8. 参考資料

参考資料① 評価結果【市立枚方宿鍵屋資料館】

参考資料② 市の確認事項に対する提案内容(概要)

参考資料① 評価結果 【市立枚方宿鍵屋資料館】

事業計画に関する内容審査 配点70点

要求事項				
1. 申請団体の経営方針等に関する事項		10	8.50	
①団体の経営方針	1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされている 2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業・休暇制度が確保されている 3. 労働安全衛生法に基づき定期健康診断を実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進する取組が実施されている 4. 障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあっては、法定雇用率が達成されている(申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されている) 5. 高年齢者雇用安定法に基づき、65歳までの定年引上げや継続雇用など、高年齢者雇用確保措置を講じている 6. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置している 7. ハラスメントの相談窓口が設置されている。また、ハラスメントを防止するための対策が講じられている	5	4.00	
②指定管理者の指定を申請した理由	8. 申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されている	2	1.80	
③経営の継続性・安定性	9. 国税、市税(市内に事業所を有する者)に係る徴収金を完納している 10. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができる 11.申請時において指定管理者又は業務受託者として3年以上、本施設と同規模ないしそれ以上の規模の施設の管理 運営業務の実績がある	3	2.70	
2. 施設の経営方針に関する事項		40	36.00	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	12. 施設の設置目的・文化財保護の観点等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されている	2	1.80	
②施設運営に関する計画				
②施設運営に関する計画 13.利用料金の収入見込額及び指定管理料(指定管理料にあっては、提案上限額を下回り、かつ適正な額)が提案されている 14. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されている 15. 利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されている 16.利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されている 17. 業務に従事する者の教育研修方針が提案されている 18. 業務に従事するものが、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修(ハラスメント研修を含む)について、提案されている 19. 施設の利用の向上に関する計画が提案されている 20. インパウンドを含めた利用者に対する接遇対応向上について提案されている 21. セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施について提案されている				

(イ)資料の収集・保存・調査・研究・展示に関する提案	22. 枚方宿に関する文化財その他資料の収集、保存、調査研究に関する計画が提案されている 23. 常設展示、企画展などの展示計画が提案されている 24. 常設展示、企画展に関連する講座等が提案されている	8	7.20
(ウ)事業に関する提案	25. 鍵屋資料館を活用した歴史・文化に関連した講座・イベントが提案されている 26. 枚方宿全体の賑わいを創出する講座・イベントが提案されている 27. 指定管理事業について、業務要求事項に定める回数以上の提案がされている	18	16.20
3. 施設の管理に関する事項		8	6.40
	28. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されている 29. 適正な人員配置が提案されている 30. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されている 31. 備品管理に当たり、台帳の整備並びに責任所在について提案されている 32. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされている 33. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、節電・省エネルギー等の取組が提案されている	8	6.40
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項		4	3.20
	34. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されている 35. 個人情報保護法及び関係法令の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されている	4	3.20
5. 緊急時における対策に関する事項		4	3.60
	36. 緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されている 37. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されている 38. 構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した 分担内容となっている	4	3.60
6. その他		4	3.20
	39. 利用者サービスを維持・向上させる具体的な取組について提案されている 40. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について実施計画が提案されている	4	3.20
得点合計(A) (70点滴点)		70	60.90

指定管理料の額 配点30点

	項	目	申請団体 特定非営利活動法人 枚方文化観光協会
提案された指定管理料(単位:円)			151,700,000
指定管理料の得点(B) (30点満点) 【配点(30点)×[基礎係数0.5+加算係数{0.5×(上限額-提案額)÷(上限額-調査基準価格)}]】			20.14

○総合評価点

<u>項</u> 目	申請団体 特定非営利活動法人 枚方文化観光協会
総合評価点(A+B)	81.04
順位	1

○評価内容

<申請団体> 特定非営利活動法人 枚方文化観光協会

申請団体は、開館当初から継続して本施設の管理運営を担っており、現状を熟知していることに加え、独自に構築されてきたネットワークを生かした運営実績もあり、本施設の歴史的意義や重要性に 触れつつ、実績に裏打ちされた堅実な提案がなされていることから、信頼性が認められ、継続的かつ安定的に運営するものと評価できる。

本施設を利用した展示・イベント・講座については、郷土食のごんぼ汁を添えた食事体験の企画など施設の特性を踏まえたものや、これまでの経験を生かした専門性を持つものなど充実した内容となっており、さまざまな来館者を想定し、開かれた公共施設としての役割を果たしていけるものと期待できる。

枚方及び鍵屋の地域的・歴史的特徴を発信する拠点として、鍵屋資料館を維持管理のみならず地域の発展に繋げようとする意識、さらには枚方宿地区の地域的・歴史的重要性を若い世代にまで伝え、郷土に誇りを持ってもらえるような取り組みを行おうとする意欲も評価できる。

以上の内容も含め、申請団体は指定候補者として適当であると判断する。

なお、展示やイベント等については新たな可能性を感じさせるような思い切った企画が実施されること、また、文化財施設の管理という観点において、近年の温暖化・天候不順等が建物や文化財に及 ぼす影響は小さくないため、その点の意識をより高められることを期待する。

参考資料② 〔市の確認事項に対する提案内容(概要)〕 申請団体 特定非営利活動法人 枚方文化観光協会

要求事項	確認事項	提案内容
1. 申請団体	の経営方針等に関する事項	
①団体の経営方針	1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされている 2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業・休暇制度が確保されている 3. 労働安全衛生法に基づき定期健康診断を実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進する取組が実施されている 4. 障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあっては、法定雇用率が達成されている(申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されている) 5. 高年齢者雇用安定法に基づき、65歳までの定年引上げや継続雇用など、高年齢者雇用確保措置を講じている 6. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置している 7. ハラスメントの相談窓口が設置されている。また、ハラスメ	1. 枚方市の文化観光の振興を図り、枚方市の市民文化及び経済の発展に資することを目的とした会員組織で、総会・理事会及び事務局体制を整備し、枚方宿鍵屋資料館の管理運営受託のほか各種観光事業観光ボランティアガイドの派遣・養成などをしている団体です。 2. 「雇用員の就業に関する規則」に"育児休業""分護休業""短期介護休暇"等の休業制度を設けています。 3. 定期健康診断の実施のほか、週 1 日勤務者から有給休暇制度を設けています。また、結婚休暇・出産休暇・育児休業・介護休業・子の看護休暇・短期介護休暇・住居滅失等休暇・病気休暇などの特別休暇制度を設け、仕事とプライベート双方の充実を推進しています。 4. 当協会は対象事業主ではありませんが、障害者雇用促進法の趣旨を踏まえた雇用に努めます。 5. 定年制を設けず、継続雇用をしています。 6. 従業員数が基準に満たないため「公正採用選考人権啓発推進員」の選任は行っていませんが、要綱の趣旨である「基本的人権が尊重された公正な採用選考」を行います。 7. 相談員を複数選任し、年1回ハラスメント防止研修を実施します。
	ントを防止するための対策が講じられている	

要求事項	確認事項	提案内容
②指定管理 者の指定 を申請し た理由	8. 申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されている	8. 鍵屋は江戸時代の枚方宿を代表する町家で当時の面影を残す貴重な歴史遺産であることを踏まえ、その歴史や建築、立地などを最大限に活用し、当協会の目的「枚方市の文化観光の振興」に注力したく指定管理者の指定を申請しました。
③経営の継続性・安定性	9. 国税、市税(市内に事業所を有する者)に係る徴収金を完納している 10. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができる 11.申請時において指定管理者又は業務受託者として3年以上、本施設と同規模ないしそれ以上の規模の施設の管理運営業務の実績がある	10. 財務状況は、令和 5 年度単年度黒字を計上し健全性を確保している ほか、平成 13 年 (2001 年) 以来、鍵屋資料館を安定して管理運営して います。 11.平成 13 年 (2001 年) 以来、鍵屋資料館を管理運営してきました。
2. 施設の経	営方針に関する事項	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	12. 施設の設置目的・文化財保護の観点等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されている	12.鍵屋資料館は、江戸時代から続いた「鍵屋」の建物を利用した施設で、 枚方市有形文化財「鍵屋主屋」及び国登録有形文化財(建造物)である 「別棟」を保存・公開するとともに、京街道の宿場町で、かつ、淀川舟 運の中継港として賑わった「枚方宿」について紹介する資料館であると 認識しています。 今後の方向性としては、企画展や講演会など、地域住民には生涯学習 の場を提供するとともに、学校教育とも連携し、枚方の歴史に関する理 解を深める事業を基本とする一方、周辺の歴史的景観を残す町並みは散 策・観光の対象となり、その中でも鍵屋資料館は枚方を訪れる人々の観 光拠点にもなり得ますので、当協会が持つネットワークを活かし京阪沿

要求事項		確認事項	提案内容
			線や周辺自治体、観光関連団体との広域連携を進め、来館者を増加させたいと思います。 インバウンド対応としてパンフレットや説明文の多言語化や多言語対応音声ガイドの導入などにも取り組みたいと考えます。 さらに、大阪・関西万博に関連したイベントとして大阪府の「文化資源魅力向上事業」にも取り組みます。
②施設運営 に関する計 画	(ア)施設運営全般に関する提案	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	13.令和5年度の管理運営実績を参考に、提出書類の収支予算書(様式第3号)のとおり計上しています。 今後、利用者収入の増加を図るとともに、より効率的・効果的な運営を目指します。 14.「文化財保護法」「枚方市文化財保護条例」「市立枚方宿鍵屋資料館条例」など関係法規を遵守し、鍵屋資料館の設置目的である「枚方宿文化財資料を活用することにより市民に歴史学習の場を提供し、もって文化活動の振興に資する」に沿って管理運営計画を提案しています。 15.敷地内禁煙、飲食の制限、迷惑駐車等に常に注意を払い、万一トラブルが発生した場合は総括責任者又は副総括責任者が責任をもって対応します。 16. 従業員の適切な案内・誘導をはじめ、貼紙による注意喚起、団体見学
		法について提案されている 17. 業務に従事する者の教育研修方針が提案されて いる	時の事前打合せなどにより安全性確保・秩序維持及び事故防止に努めます。 17.当協会の従業員は、日本国憲法をはじめ個人情報の保護に関する法律、 障害者差別解消法などの個別法の正しい理解と実践は必要との認識か ら、救命救急法も含め研修を行います。

要求事項	確認事項	提案内容
	18. 業務に従事するものが、人権について正しい認 識を持って業務を遂行できるよう、人権研修(ハラ スメント研修を含む)について、提案されている	18.当協会の全職員を対象に、毎年ハラスメント研修を含めた人権研修を実施します。
	19. 施設の利用の向上に関する計画が提案されている	19.館長や学芸職員が館内説明や展示解説を行い従業員が丁寧な案内誘導を行うホスピタリティー溢れる資料館を「また立ち寄りたくなる資料館」と表現し提案しています。 また、学校教育との連携、大型バス駐車場の確保、学校等への出前授業の実施、他の資料館や大学などとの連携、ミュージーアムショップの
	20. インバウンドを含めた利用者に対する接遇対応向上について提案されている	 充実などで資料館の魅力向上を図ります。 20.公平・平等な対応を基本に、身だしなみや接客マナーの向上、分りやすい言葉を使った説明を意識して実行します。 また、インバウンド対応としてはパンフレット等の多言語化に加え、 多言語音声ガイドの導入にも取り組みます。 他に、車いすの常備やスロープによる段差解消、休息用のソファの設置なども提案しています。
	21. セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施について提案されている	21.日常モニタリング及び定期モニタリング(年間・中間)を実施し、管理運営の改善・向上に活用します。また、利用者アンケートは常時実施し、市と共有し、管理運営の改善や提供サービスの向上に活かします。

要求事項		確認事項	提案内容
		22. 枚方宿に関する文化財その他資料の収集、保存、 調査研究に関する計画が提案されている	22.収集については地域住民からの情報収集、購入、寄贈の受け入れのほか、体験プログラムに活用可能な資料の収集を計画しています。 保存については環境調整、温湿度管理、防虫対策当について計画しています。 調査研究については、枚方宿関連の資料はもちろんのこと、他地域との比較検討も有用と考え、広範囲の資料についても調査対象としたいと考えます。また、人々の生活諸相や民俗文化についても研究対象とします。
	(イ) 資料 の収集・保 存・調査・ 研究・展示 に関する提 案	23. 常設展示、企画展などの展示計画が提案されている	23. 枚方宿文化財資料の収集・保存・調査研究の成果の展示・公開として 企画展を年3回以上実施します。 特に、開館25周年にあたる令和8年度は記念事業としての企画展を提 案します。 常設展示では、解説手段の充実として英語版・韓国語版・中国語版の 解説文を用意するとともに多言語対応音声ガイドを導入したいと思いま す。
		24. 常設展示、企画展に関連する講座等が提案されている	また、主屋西棟に旧鍵屋で使用されていた部材を展示するなど、展示を充実させるとともに、貨幣や道具などのハンズ・オン資料を配置して触れて学べる展示を提案します。 24.常設展示や企画展に関連した講座を年3回以上実施します。具体的には枚方宿文化財資料を活用した講座や枚方に関連する歴史・文化を学ぶ講座などを計画しています。 また、京街道や淀川水系の水運全体、東海道をはじめとする全国の街道や河川交通との関連性などテーマの幅を広げて開催したいと思います。講師については学芸職員又は外部講師を招聘します。

要求事項		確認事項	提案内容
	(ウ) 事業 に関する提 案	25. 鍵屋資料館を活用した歴史・文化に関連した講座・イベントが提案されている26. 枚方宿全体の賑わいを創出する講座・イベントが提案されている	25. 楽しみながら日本の文化を学ぶ機会として小中学生対象には「こども 将棋大会」などを年1回以上実施します。 保護者と子ども (小中学生) 対象には「親子折り紙教室」などを年1回以上実施します。 伝統文化に関する講座・イベントとしては、「くずし字講座」、琵琶などの演奏会、落語・講談などの話芸、SDGs を意識して着物地を活用した「和綴じ教室」や「つまみ細工」などのワークショップを実施します。また自主事業として、当協会の会員である民間舟運会社と連携し、枚方と八軒家浜を結ぶ「舟運事業」を実施します。さらに、大広間を活用して、「1830年に枚方宿で紀州藩士に提供した夕食」の献立を一部再現した食事体験も提案します。その他の食事体験として季節ごとに「桜御膳」「菊御膳」「ひな御膳」も提供したいと思います。 26.集客性のある講座・イベントを年8回以上実施します。「鍵屋にすみついたおばけをさがせ!」や「和紙のひな人形展」、楽しみながら学べる「星空ランタン」などは、イベントをきっかけに初めて資料館を訪れる参加者も多いことから、継続して実施したいと考えています。また、当協会の会員である京阪ホールディングスと連携して以前実施した「ぶらり街道巡り講演会」のような広範囲に情報発信が可能で広域からの来客が期待できる事業にも取り組みます。次に、資料館に関心の無い方も含めた幅広い層に対し効果的な事業を年1回以上実施します。 2023年の「鍵屋花屋敷」、2024年の「鍵屋今昔演芸祭」は良い例で、大阪府や枚方市の他、JTB、吉本興業等の事業者と連携することで、資

要求事項	確認事項	提案内容
	27. 指定管理事業について、業務要求事項に定める 回数以上の提案がされている	料館に関心がない方も含めた幅広い層に対して訴求効果が期待できますので、ぜひ実施したいと思います。 「枚方宿くらわんか五六市」に合わせて、当日申し込みで利用できるミニワークショップ「(仮称) むかしの遊び体験」なども企画実施できればと考えます。 次に自主事業として枚方宿くらわんか五六市の開催に合わせて主屋や中庭、大広間などを活用した企画を考えています。 主屋の街道沿いでは「鍵屋太兵衛商店」、中庭や大広間では「お茶会」などを実施し、枚方宿全体の賑わいと集客を目指します。また、食事と同時に大広間から水都くらわんか花火大会を観賞する「鍵屋夕涼み会」、入館が無料になる関西文化の日には、周辺店舗の皆さんと連携して「鍵屋蔵前カフェ」などの企画にも取り組みたいと思っています。 27.業務要求事項に定められた回数を超えて実施したいと考えています。当協会は、各講座・イベントの目的に沿った質の高い内容を提供することを重要視して取り組む考えです。
3. 施設の管 理に関する 事項	28. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されている 29. 適正な人員配置が提案されている	28.鍵屋資料館の主屋・別棟は、枚方の歴史や日本の伝統文化を伝える貴重な歴史・文化遺産であり、これらを保全・活用するために「文化財保護法」「枚方市文化財保護条例」「市立枚方宿鍵屋資料館条例」など関係法規を遵守し、市と相談・連携しながら鍵屋資料館の管理運営を行います。なお、日常的にも自主点検を行い、施設の維持管理に努めます。 29.基本仕様書 3 ページ「6.業務実施体制」を基に必要人員の配置と業務分担を行います。

要求事項	確認事項	提案内容
	30. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されている 31. 備品管理に当たり、台帳の整備並びに責任所在について提案されている 32. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされている 33. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、節電・省エネルギー等の取組が提案されている	30.維持管理については、清掃業務、警備業務、防災設備点検整備業務、樹木管理業務、展示設備保守点検業務、冷暖房設備管理業務等を専門事業者に委託し適切な管理に努めるとともに、感染症対策業務は基本仕様書14ページのとおり市と連携して対策を講じます。またAEDを設置し、その維持管理も行います。 31.募集要項別表1「備付けの備品・物品一覧表」に基づき備品台帳を作成・整備し、毎年、現状確認を行い、市と情報共有をします。 32.一般廃棄物は分別収集を行い、収集・運搬・処理を許可事業者に委託します。 33.館内照明のLED化、雨水の有効利用、空調温度の適正設定、使用しない部屋の消灯、古紙や封筒の再利用などのエコオフィスの取り組みを推進します。
4.情報公開 及び個人 情報保護 の措置に 関する事 項	34. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されている 35. 個人情報保護法及び関係法令の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されている	34.枚方市情報公開条例及び、当協会が定める「情報公開及び個人情報保護に関する規則」に基づき対応します。 35.枚方市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する特記仕様書を遵守します。
5. 緊急時に おける対 策に関す る事項	36. 緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されている	36.日常の巡回点検や閉館時の機械警備・巡回警備による予防警備を行うとともに、防火・防災については、防火管理者の指示のもと自衛消防隊を組織し訓練を行います。

要求事項	確認事項	提案内容
	37. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されている	37. 火災・事故等緊急事態発生時は、予め当協会が定めた「警報等発表時及び地震発生時の対応マニュアル」「火災発生時対応要領」「火災・事故等緊急時、危機管理対応時の連絡体制」に基づき対応します。
	38. 構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっている	38. 市から提示されているリスク分担表を十分認識し、特段の事情が生じた時は市と協議し施設運営を行います。
6. その他	39. 利用者サービスを維持・向上させる具体的な取組について提案されている	39.入館者には可能な限り学芸職員が解説する、地元商店や自治会との連携、「市民学芸員体験講座」修了生のボランティア活用、枚方観光ボランティアガイドの会との連携などにより、枚方宿の魅力をより引き出したいと考えます。
	40. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について実施計画が提案されている	40. 関連施設・団体等とホームページをリンクさせる、ホームページに翻訳機能を備えるなど公式ホームページの充実を図ります。当協会が枚方市や枚方 T-site と一緒に発行している地域情報紙「ひらいろ」に展示やイベントなどの情報を掲載します。また、新たに枚方ビオルネ前にできた大型防災ビジョンによる広報を行います。京阪電車駅構内にある当協会のチラシラックへの配架を強化します。